

精神疾患の障害年金の請求手続致します！

“こころ”のやまいは、れっきとした傷病です。思い切って障害年金の請求に踏み出しましょう！

“うつ”は対象になるの？

なります！

“ひきこもり”も請求できる？

できます！

統合失調症はどうなの？

請求できます！

65歳以上の請求ムリ…

受給出来ました！



最初から最後まで責任もって対応させていただきます！

◆ 具体的な作業一覧 ◆

- 年金納付記録の確認
- 初診日の確認・申請
- 病歴就労等状況申立書の作成
- 診断書の申請・確認
- 戸籍・住民票等の取得
- 請求書の作成・請求手続
- 結果の確認
- 事後の説明・対応など

◆ 障害年金の対象となる傷病（一部紹介） ◆

分類	傷病名等
精神疾患	うつ病・そううつ病・統合失調症・てんかん・知的障害・発達障害
新しい病気	脳脊髄液減少症・慢性疲労症候群・化学物質過敏症・線維筋痛症
眼の病気	視力障害・まぶた欠損・視野障害・調節機能障害・眼球の運動障害
内臓疾患	心疾患・肝疾患・慢性腎不全・大腸炎
肢 体	上肢の障害・下肢の障害・体幹、脊柱障害・機能障害
呼吸器の障害	肺結核・呼吸不全・じん肺・肺炎
そ の 他	聴覚障害・悪性新生物（がん）・ヒト免疫不全ウィルス感染症・ポリオ後症候群 膠原病・クローン病・血ゆう病・その他・・・

ご相談はこちらまで！

おおいた障がい年金総合相談所

（はんだ社会保険労務士事務所 内）

特定社会保険労務士 梶原 嘉明

TEL：090-9590-9357

097-507-9822

Mail：cygnus@oct-net.ne.jp

大分市判田台南2-6-4



精神疾患以外にも対象となる病気はたくさんあります。諦める前にぜひご相談下さい。面倒な手続や書類作成は全てお任せ下さい。
さあ、最初の一步を踏み出してみましよう！